

衆憲資第85号

憲法に関する主な論点（第10章 最高法規、第  
11章 補則）に関する参考資料

平成25年5月  
衆議院憲法審査会事務局

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法審査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、衆議院憲法調査会報告書を中心に、補充的に各党の憲法に関する提言等をもとにして、憲法に関する主な論点について、「明文改憲が必要」、「明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要」「いずれも必要ない」の観点から、以下のA・B・Cの3つに分類して主な意見を整理しましたが、必ずしも網羅的なものとなっていないことにご留意ください。

※ A・B・Cの中で、方向性（趣旨）が異なる意見については、A1、A2……のように、番号を付しています。

- A 明文改憲が必要
  - A 1
  - A 2
- B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要
  - B 1
  - B 2
- C いずれも必要ない
  - C 1
  - C 2

# 目 次

憲法に関する主な論点（論点表）（第10章 最高法規、第11章 補則）（巻頭）

## **I 総論（憲法の最高法規性）** ..... 1

## **II 各論点についての意見の概略**

第1 基本的人権の由来特質 ..... 3

第2 国内法秩序における条約の位置付け ..... 6

第3 憲法尊重擁護義務 ..... 8

**資料1** 憲法と条約の効力関係に関する政府見解 ..... 12

**資料2** 各国憲法における国民の憲法遵守義務規定 ..... 14



## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第十章 最高法規

#### ○ 主な論点とその関係条文

関係する 条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
		97条	基本的人権の由来特質	・内容が11条後段と重複するので、 削除すべき。
98条	国内法秩序における条 約の位置付け	A1 国内法秩序における条約の 位置付けを憲法上明確にすべ き。		・現行のままでよい（既に憲 法上、憲法が条約に優位す ることは明らかである）。
		A2 条約に対応する国内措置を 講ずる義務を明記すべき。		
99条	憲法尊重擁護義務	・国民の憲法尊重擁護義務（ある いは憲法尊重義務）を憲法に明 記すべき。		・現行のままでよい。

### 第十一章 補則

条文	条文の内容
100条	施行期日と施行前の準備行為
101条	参議院成立前の国会
102条	参議院議員の任期の経過的特例
103条	公務員の地位に関する経過規定



## I 総論（憲法の最高法規性）

衆議院憲法調査会では、憲法の最高法規性の意義・根拠について、次のような意見が述べられた。

- 国家の存在を基礎付ける基本法として、すべての国内法の中で最高法規として存在するという憲法の性格を具体的に保障するものが、最高法規の規定である。
- 憲法の最高法規性を定める 98 条 1 項は、①権力分立制の 41 条（立法）・65 条（行政）・76 条 1 項（司法）、②違憲審査制を定める 81 条、③硬性憲法としての改正手続を定める 96 条 1 項、④法の支配の原理を表わす 97 条、⑤公務員の憲法尊重擁護義務を定める 99 条等と並び、憲法規範の実効性を担保する憲法保障制度として規定されたものである。
- 憲法は、「最高法規」の章に人権の永久不可侵性を謳う 97 条を置いており、憲法の最高法規性は、人権保障という点に実質的な根拠を有している。

### 【参考】憲法の最高法規性について

……憲法が最高法規であることは、憲法の改正に法律の改正の場合よりも困難な手続が要求されている硬性憲法であれば、論理上当然である。したがって、形式的効力の点で憲法が国法秩序において最上位にあることを「形式的最高法規性」と呼ぶならば、それは硬性憲法であることから派生するものであって、とくに憲法の本質的な特性として挙げるには及ばないということになる。

最高法規としての憲法の本質は、むしろ、憲法が実質的に法律と異なるという点に求められなければならない。つまり、憲法が最高法規であるのは、その内容が、人間の権利・自由をあらゆる国家権力から不可侵のものとして保障する規範を中心として構成されているからである。これは、「自由の基礎法」であることが憲法の最高法規性の実質的根拠であること、この「実質的最高法規性」は、形式的最高法規性の基礎をなし、憲法の最高法規性を真に支えるものであること、を意味する。

日本国憲法第十章「最高法規」の冒頭にあつて、基本的人権が永久不可侵であることを宣言する九七条は、硬性憲法の建前（九六条）、およびそこから当然に派生する憲法の形式的最高法規性（九八条）の実質的な根拠を明らかにした規定である。……

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 [第 5 版]』（岩波書店、2011 年）p. 12

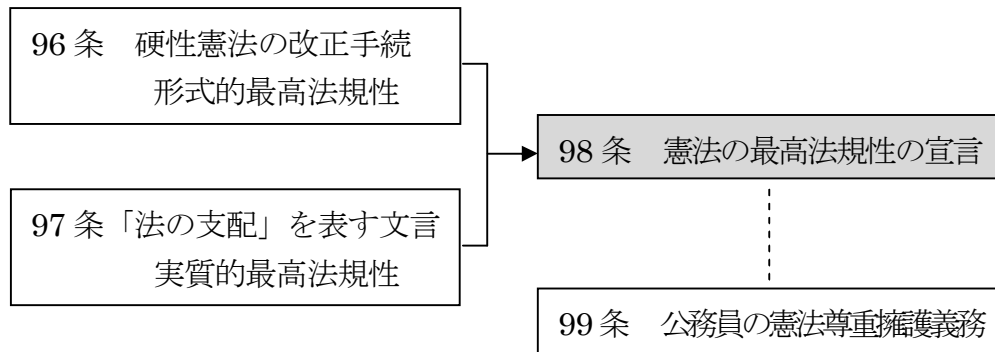
……憲法は、国の最高法規であるが、この憲法の最高法規性は、ときとして、法律等の下位の法規範や違憲的な権力行使によって脅かされ、ゆがめられるという事態が生じる。そこで、このような憲法の崩壊を招く政治の動きを事前に防止し、または、事後に是正するための装置を、あらかじめ憲法秩序の中に設けておく必要がある。その装置を、通常、憲法保障制度と言う。

……憲法自身に定められている保障制度……の例を日本国憲法で示すと、憲法の最高法規性の宣言（九八条）、公務員に対する憲法尊重擁護の義務づけ（九九条）、権力分立

制の採用（四一条・六五条・七六条）、硬性憲法の技術（九六条）などのほか、事後的救済としての違憲審査制（八一条）がある。……

同上書 p. 363

＜憲法の最高法規性に係る規定の概念図＞（上記の記述をもとに作成）





## Ⅱ 各論点についての意見の概略

### 第1 基本的人権の由来特質

#### 【憲法の関連規定】

〔基本的人権の由来特質〕

**第九十七条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### A 明文改憲が必要とする意見

97条については、内容が11条後段と重複するので、削除すべきといった意見が考えられる。

#### 【参考】日本国憲法

〔基本的人権〕

**第十一条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成24年4月27日）

※ 現行憲法97条を削除。

#### C いずれも必要ないとする意見

これに対しては、97条が「最高法規」の章の冒頭に存在することは、11条と異なる独自の意味を有するもので、97条は憲法の実質的な最高法規性を規定した重要な条文である、との意見が考えられる。

#### 【参考】97条の意味について

第一の問題は、基本的人権の永久・不可侵性を確認している日本国憲法97条が「最高法規」の章に置かれていることの意義である。憲法11条とほぼ同趣旨の規定であるうえに、「最高法規」の章にあること自体、「結びつきは自然でない」とか、「その位置を誤ったもの」であるとか、いう批判もある。

……しかし、実質的最高性の原則があつて初めて、形式的最高性を確認した98条1項が導き出されるという、密接な憲法思想史的関連を考えると、それを明示する97条

が「最高法規」の章の冒頭に存在することは、11条と異なる独自の重要な意味を有すると言わねばならない。そこには英米法の「法の支配」の原理の端的な表現を見出すことができる。「一見して脈絡を欠く条項の集合のごとく感ぜられる」最高法規の章も、『法の支配』の表現としては統一した意味をもつのである。

芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』（有斐閣、1992年）pp. 57-58

※「法の支配」：人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方。古く中世イギリスのブラクトンの「国王といえども神と法の下にある」との考え方に由来し、19世紀イギリスの法学者ダイシーによって体系化された理論。この考え方から、法の前での平等、行政権に対する法及び裁判所の優越、行政裁判所の否定、さらには、議会の立法権に対する裁判所の優越（違憲立法審査権）などが導き出される。

法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典〔第4版〕』（有斐閣、2012年）p.1050

#### 【参考】97条成立の由来について

いわゆるマッカーサー草案の第3章のはじめに、次の二つの条文があった。

「第9条 日本国ノ人民ハ何等ノ干渉ヲ受クルコト無クシテ一切ノ基本的人権ヲ享有スル権利ヲ有ス

第10条 此ノ憲法ニ依リ日本国ノ人民ニ保障セラルル基本的人権ハ人類ノ自由タラントスル積年ノ闘争ノ結果ナリ時ト経験ノ坩堝ノ中ニ於テ（in the crucible of time and experience）永続性ニ対スル厳酷ナル試鍊ニ克ク耐ヘタルモノニシテ永世不可侵トシテ現在及将来ノ人民ニ神聖ナル委託ヲ以テ賦与セラルルモノナリ」（当時の外務省直訳による）

——というのである。

……「積年ノ闘争ノ結果」だとか「時ト経験ノ坩堝」だとか、とてもこれでは日本の法文の体をなさない。……あれこれと思案のあげく、……この二つの条文を一条にまとめて、

「第10条 国民ハ凡テノ基本的人権ノ享有ヲ妨ゲラルルコトナシ。

此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人権ハ其ノ貴重ナル由来ニ鑑ミ、永遠ニ亘ル不可侵ノ権利トシテ現在及将来ノ国民ニ賦与セラルベシ」

——とし……総司令部に持ちこんだのであったが……先方もわれわれの案に同意してくれて、ただ、「“其ノ貴重ナル由来ニ鑑ミ” というのは、これだけの文句では意味がわからないから削った方がいい。」といった。……

ところが、そのよろこびもつかの間、相手側の……しばらく中座していたのがもどってきて「……実は、あれはチーフ〔注：ホイットニー民政局長〕みずからのお筆先になる得意の文章であり、どうも削ることはぐあいが悪い。せめて尻尾の方の第10章あたりに復活することに同意してもらえないか。」といい出した。……そうまでいうなら、とこれに同意し、第10章のはじめに、いまの第97条に当たる「此ノ憲法ノ日本国民ニ保障スル基本的人権ハ人類ノ多年ニ亘ル自由獲得ノ努力ノ成果ニシテ、此等ノ権利ハ過去幾多ノ試鍊ニ堪ヘ現在及将来ノ国民ニ対シ永遠ニ神聖不可侵ノモノトシテ賦与セラル」という条文を入れることにしたのであった。

これが、そもそもの原因なのだが、そうすると、これと、われわれの用意した第 10 条の第 2 項とはダブることになるので、この第 2 項は削ることにした。ところが、そのあと、総司令部側で……まとめた英文では、この第 2 項（現在の第 11 条後段）がそのまま残っていることを発見した。……この重複が気になって……よほど整理を申し入れようかと思ったが、……うっかりそれを持ちだして、ほかの大事な問題が犠牲になったり、新しい問題のきっかけを作ったりしては、かえって不利だし……とにかく無害だからということで、政府案としてはそのままにしてしまったというわけである。

だが、あとでいちばん気になったのは、それよりも、この条文を最高法規の章に入れたことである。どうせ、マ草案の第 10 条を復活するのなら、すなおに、マ草案のとおり、第 3 章のはじめの位置においた方がよかったのではないか、ということである。

……というわけなのだが、この第 97 条の説明としては、当時から、基本的人権の確立こそは、この憲法の核心をなすものであり、したがって、その貴重なゆえんを強調したこの条文は、まさに実質的な意味での最高法規性につながる、ということを一貫してきた。

……憲法が実施されてすでに 12 年、もはやこの条文は、それこそ“時と経験の坩堝”のなかで、第 10 章にりっぱに溶けこんでいるとあってよさそうである。

佐藤達夫「時と経験の坩堝」〔1959 年〕『法律の悪魔』（学陽書房、1969 年）pp. 126-130

## 第2 国内法秩序における条約の位置付け

衆議院憲法調査会では、憲法と条約の効力関係について議論が行われた。

### 【憲法の関連規定】

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

**第九十八条** この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

### 【参考】衆議院憲法調査会における議論

#### 〔憲法と条約の効力関係〕

憲法と条約の効力関係については、「憲法優位説」あるいは政府見解<sup>1</sup>である「条件付き憲法優位説」など、憲法が条約に優位するとする意見が述べられた。この意見の中には、日米安全保障条約と憲法との関係という観点から、憲法の下に国際協調主義があり、更にその下位概念として日米安全保障条約が存在するということを導き出す論拠として憲法優位説を明確にすべきであるとするものがあった。

これに対して、国内法と国際法とは法源が異なるため、両者の関係で上位・下位の問題は生じないとする意見もあった。

#### 〔法律と条約の効力関係〕

法律と条約の効力関係については、条約が法律に優位するとする意見が述べられた。その中には、政府が条約の批准・未批准を恣意的に利用しないことを、条約が法律に優位するための前提条件として挙げるものがあった。

『衆議院憲法調査会報告書』（平成17年4月）pp. 451-452

### 【参考】「憲法優位説」と「条約優位説」

「憲法優位説」：条約と憲法の国内法上の形式的効力の優劣について、憲法が優位とする考え方。国家主権・国民主権の原理、それを実質的に前提としてとりこんだ硬性憲法、憲法の最高法規性を重視する立場から説かれ、条約優位説と対立する。判例は、日米安全保障条約を「一見きわめて明白に違憲ではない」として、条約の憲法適合性を問題にしているから、憲法優位説を前提としていることになる（最大判昭34・12・16刑集13-13-3225）。

「条約優位説」：もともと国際法の法形式である条約が国内法上の効力をもつ場合、その形式的効力において憲法より優越するという考え方。国際協調主義を重視する立場から説かれ、憲法優位説と対立する。日本国憲法を条約優位説の立場で解釈する学説もあるが、判例は、憲法の条約適合性ではなく条約の憲法適合性を問題とするアプローチをとっているから、条約優位説を採用していない。

『三省堂 憲法辞典』（三省堂、2001年）pp. 125-126, 253（樋口陽一執筆部分）

<sup>1</sup> 憲法と条約の効力関係に関する政府見解については、**資料1**（本資料12頁）を参照。

## A 明文改憲が必要とする意見

衆議院憲法調査会では、国内法秩序における条約の位置付けを憲法上明確にすべきであるとする意見（→A1）が述べられた。

- 憲法に反する条約は結べない、ないしは、法律に反する条約を締結しようとするときは国内法を直ちに改正しなければならないと憲法に明記すべきである。
- 1項では憲法の最高法規性を謳う一方で、2項では国際法規の誠実な遵守を定めるという98条の両論併記的な構成が解釈の混乱を招く原因となっているため、98条そのものを改正すべきである。

なお、法律と条約の効力関係の議論に関連して、条約に対応する国内措置を講ずる義務を憲法上明確にするべきであるとの意見（→A2）が考えられる。

【参考】民主党「憲法提言」（民主党憲法調査会、平成17年10月31日）

### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

#### 4. 国際人権保障の確立

(2) 国際人権規範に対応する国内措置を義務づける。

憲法の最高法規及び条約に関する項に、国際条約の尊重・遵守義務に加えて、それに対応する「適切な国内措置」を講ずる義務を明確にする。

## C いずれも必要ないとする意見

これに対して、81条の違憲審査の対象には条約を締結した国務行為が含まれると解釈し、既に憲法上、憲法が条約に優位することは明らかになっているとする意見もあった。

### 【参考】日本国憲法

〔最高裁判所の法令審査権〕

**第八十一条** 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会、平成16年6月16日）

### 第10章「最高法規」

◆条約と憲法との関係については、あくまでも国の最高法規である憲法の方が条約よりも優位するとの見解に立つべきであると考えるが、条約をはじめとする国際法規の遵守など現行憲法が定める国際協調主義の精神は、より一層徹底していくべきとの指摘がある。なお、この点に関しては、(EU加盟各国のような)国際機関への主権の一部移譲なども将来的には検討する必要があるとの指摘もある。

### 第3 憲法尊重擁護義務

衆議院憲法調査会では、99条が定める天皇、公務員等の憲法尊重擁護義務に関して、これを拡大し、国民の憲法尊重擁護義務についても明記すべきか否かについて若干の議論があり、明記すべきであるとする意見と、明記すべきでないとする意見とが述べられた。

#### 【憲法の関連規定】

〔憲法尊重擁護の義務〕

**第九十九条** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

#### 【参考】憲法尊重擁護義務における「尊重」と「擁護」の意味について

「この憲法を尊重し擁護する義務」とは、要するに、憲法の規定およびその精神を忠実に守る義務の意である。

「尊重」とは、憲法を遵守することをいい、「擁護」とは、憲法違反に対して抵抗し、憲法の実施を確保するために努力することをいうが、両者のあいだに根本的なちがいがあ

るわけではない。  
憲法の改正を行うこと、また、それをとなえることは、もちろん、「憲法を尊重し擁護する義務」に反することはない。しかし、憲法の規定を、その定める手続以外の方法で変更すること、または、それをとなえることは、その義務に違反する。

宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』（日本評論社、1978年）p. 820

#### 【参考】憲法の役割について（衆議院憲法調査会における議論）

衆議院憲法調査会においては、憲法の役割について議論が行われた。憲法の役割について、

- ① 近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限するという役割を重視する意見と、
- ② 国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも重視する意見が述べられた。

憲法の役割に関する重点の置き方の相違は、憲法事項の内容における意見の違いとなって現れた。具体的には、前文に我が国に固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務に関する規定を増設すべきか否か、憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否か等について意見が分かれる基因となっている。

憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否かについては、以下のような意見があげられた。

- 憲法改正作業に際しては、国家や国民のあり方、それぞれの責務を明確に打ち出していくべきであり、一般国民の憲法尊重擁護義務が規定されていない点は最初に検討すべき事項である。
- 憲法は権力行使についての統制手段であるから、憲法尊重擁護義務の名宛人が公務員に限定され、国民が名宛人として規定されないのは当然のことである。

『衆議院憲法調査会報告書』（平成17年4月）pp. 271-273

## A 明文改憲が必要とする意見

憲法には国民のあるべき姿を明記すべきであるとの観点から、国民の権利とともに義務についても明確に定めるべきであるとし、また、有事・緊急事態への対処の観点から、憲法体制を守る義務を国民に課すことが国防の義務を芽生えさせることにつながるとして、**国民の憲法尊重擁護義務<sup>2</sup>を明記すべきであるとする意見**が述べられた。

なお、当該義務については、国民に対しては憲法「尊重」義務を課すこととし、公務員に対しては、これに加えて憲法「擁護」義務を課すこととすべきであるとする意見も考えられる。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（憲法尊重擁護義務）

第一百二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

## C いずれも必要ないとする意見

憲法が国家権力による国民の権利の侵害を防ぐための規範であるという法の支配、立憲主義の立場から、**国民の憲法尊重擁護義務を明記すべきでないとする意見**が述べられた。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会、平成 16 年 6 月 16 日）

第 10 章「最高法規」

◆憲法尊重擁護義務については、国会の憲法調査会などで、天皇・国務大臣をはじめとする公務員の憲法尊重擁護義務に加えて国民の憲法尊重擁護義務も定めるべきではないかとする意見があるが、党の論議としては否定的であった。

## 【参考】憲法尊重擁護義務と憲法改正論議との関係について（衆議院憲法調査会における議論）

憲法尊重擁護義務を課されている国会議員等の公務員が憲法改正について議論することは許されるのかという点について議論が行われた。①公務員や政治家が憲法を遵守することは当然ではあるが、そのことと憲法改正について検討することは別の問題であるとする意見や、②96 条の憲法改正手続は国会議員が関与する形式になっていることから、99 条の憲法尊重擁護義務を負う国会議員には憲法改正について議論する義務も存在する等の理由により許されるとする意見が述べられた。

これに対して、①改憲論者が改正理由として挙げる新しい人権の明記の必要性や地方自治

<sup>2</sup> 各国憲法における国民の憲法遵守義務規定については資料 2（本資料 14 頁）を参照。

に関する規定の充実といった問題は、現行憲法の規定を尊重し、生かしていくことにより実現できるとの立場から、内閣総理大臣をはじめ国政に携わる者は、憲法尊重擁護義務を負っているのであるから、何よりも憲法の実現に取り組むことが先決であって、憲法改正に言及すべきではないとする意見や、②当調査会の設置目的に照らせば、憲法改正を論ずるのではなく、99条の憲法尊重擁護義務の実施状況を調査することこそが命題であるとする意見もあった。

『衆議院憲法調査会報告書』（平成17年4月）p. 455



## 【参考】憲法第 11 章（補則）の条文

〔施行期日と施行前の準備行為〕

**第百条** この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の  
手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、  
これを行ふことができる。

〔参議院成立前の国会〕

**第百一条** この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

〔参議院議員の任期の経過的特例〕

**第百二条** この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

〔公務員の地位に関する経過規定〕

**第百三条** この憲法施行の際現に在職する国务大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

憲法と条約の効力関係に関する政府見解は、「憲法第 99 条の憲法尊重擁護義務の存在にも鑑みて憲法と矛盾する条約を締結することは考えられないことの指摘、あるいは、憲法改正手続と条約締結手続との対比によって、基本的には、『条約は憲法に優先することはない』という立場を維持し<sup>4</sup>」つつ、「憲法優位説と条約優位説とを一元的に捉えることなく、条約の内容によって、憲法が優先するものと条約が優先するものを区別する立場に立っている<sup>5</sup>」とされる。

#### ◆ 第 90 回帝国議会 貴族院帝国憲法改正案特別委員会（昭和 21 年 9 月 26 日）

##### ○金森徳次郎国務大臣

「…条約は憲法との関係に於てどう云う効力を持って来るか、斯う云うまあ御尋ねであったと存じて居りますが、一国が憲法を本にして一切の国内秩序を整えて居ります限り、国内法的には憲法に違反する条約的法律が行われる筈はないと、斯う云う風に原則的に考えて宜かろうと思います。詰り国内の秩序を決めます根本の原理は、憲法でありますから、憲法に違反する内容の条約が、国内法的の効力を持つと云うことは、普通の道理としては考え得られない筈であります。

処が此の条約と云うものには、種々なる種類があろうと思うのであります。国と国との間の関係を規律するのでありますから、国自身を拘束し得る訳であります。従って国内のことは条約に依って影響を受けないと云う、斯う云う原理は必ずしもそれを決定することが出来ないのであります。まあ普通の場合にはそう云うことはないと云うことは云えまされるけれども、特殊の場合にはそう云うことも国際法の見地から見てあり得ると考えなければならぬと思う訳であります。…条約と云うものが直ちに憲法以下のものであると云う結論を下しにくいと思う訳であります。

先ず大体は憲法以下、普通の場合に於きましては憲法以下のものとして考えて宜い。けれども稀にそうでない場合が、国際法的に起り得る。斯う云う風に考えまして、そこで此の二項（事務局注：憲法 98 条 2 項）に於きましては、其の両方を含めまして、…そう云う種々なる関係を命令的に規定をすと云うことは、なかなかやりにくいのでありますから、斯様な広い言葉を以て遵守することを必要とすと云うことを書きまして、それから以下は解釈に依って判断に依ってさせると云う方法に出でたのであります。」

※便宜、旧仮名遣いを現代仮名遣いに改めた。

<sup>3</sup> 衆憲資第 50 号「憲法と国際法（特に、人権の国際的保障）に関する基礎的資料」（平成 16 年 4 月）16-17 頁をもとに作成。

<sup>4</sup> 齊藤正彰『国法体系における憲法と条約』（信山社、2002 年）49 頁

<sup>5</sup> 佐藤幸治・中村睦男・野中俊彦『ファンダメンタル憲法』（有斐閣、1994 年）327 頁

◆ 第 33 回国会参議院予算委員会（昭和 34 年 11 月 17 日）

○林修三内閣法制局長官

「…憲法と条約の関係につきましては、学説上、憲法優位説、条約優位説が両方あるわけでございます…が、従来のわれわれの考え方といたしましては、これを必ずしも一元的には考えておりません。いわゆる条約と申しまして、いろいろなものがあるわけでありまして。いわゆる、何と申しますか、国際自然法と申しますか、要するに確立された国際法規、そういったものはやはり憲法がその法秩序として受け入れているのだ、かように考えるわけでありまして。たとえて申せば、外交官の治外法権というようなものは、これは当然に憲法がその秩序の中に受け入れておるもので…これはやはり国際法秩序がそこは優先して働くものである…もう一つは、逆に二国間の政治的、経済的な条約、…そういう場合においては、憲法を優先して考える。憲法違反のような、そういう二国間条約を結ぶべきではない…。もう一点は、…従来、たとえば降伏文書あるいは平和条約というような一国の安危にかかわるような問題に関する件におきましては、…憲法と条約とを比較してみた場合には、やはり条約が優先するという場合はあろう。これはこういう三点に分けて、大体、従来言っておるわけでありまして。」

◆ 政府見解に基づく憲法優位の条約と条約優位の条約の区分

憲法が優位するもの	条約が優位するもの
<p>通常の 二国間の政治的、経済的な条約</p>	<p>外交官の治外法権のような 確立された国際法規  降伏文書や平和条約のような 一国の安危にかかわるような問題</p>

※参議院予算委員会（S34.11.17）の林内閣法制局長官の答弁に基づき作成した。

## 資料2

## 各国憲法における国民の憲法遵守義務規定

国名	規定
インド	<p>(基本義務)</p> <p>第51A条 次に掲げる事項は、すべてのインド公民の義務である。</p> <p>一 この憲法を遵守し、この憲法の理念と制度、国旗および国家を尊重すること</p> <p>二～十一 (略)</p>
カンボジア	<p>第49条 クメール市民は、憲法及び法律を尊重する。</p> <p>2 (略)</p>
中華人民共和国	<p>(憲法・法律・労働規律の遵守、国家機密の保守、公共財産・公序・公德の尊重義務)</p> <p>第53条 中華人民共和国公民は、憲法および法律を遵守し、国家の機密を守り、公共の財産を大切にし、労働の規律を遵守し、公共の秩序を守り、社会の公德を尊重しなければならない。</p>
ブータン	<p>第8条 基本責務</p> <p>第11節 すべての人により、本憲法の主旨が尊重され、及び遵守されなければならない義務及び責務が有される。</p>
イタリア	<p>(忠誠義務)</p> <p>第54条 すべての市民は、共和国に対して忠誠であり、憲法および法律を遵守する義務を負う。</p> <p>2 (略)</p>
ポーランド	<p>(法を遵守する義務)</p> <p>第83条 各人は、ポーランド共和国の法を遵守する義務を負う。</p>
ロシア連邦	<p>(憲法の最高性と法的アクト、条約)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 国家権力機関、地方自治機関、公務員、市民とその団体は、ロシア連邦憲法と諸法律を遵守する義務を負う。</p> <p>3、4 (略)</p>

(出典)

- ・インド…阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(第四版)(2009年有信堂高文社)孝忠延夫訳
- ・カンボジア…萩野芳夫ほか編『アジア憲法集』(第二版)(2007年明石書店)四本健二訳
- ・中華人民共和国…阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(第四版)(2009年有信堂高文社)杉田憲治・全理其訳
- ・ブータン…新潟大学大学院現代社会文化研究科環日本海研究室『環日本海研究年報』(2009年)諸橋邦彦・坪野和子訳
- ・イタリア…阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(第四版)(2009年有信堂高文社)阿部照哉訳
- ・ポーランド…阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(第四版)(2009年有信堂高文社)小森田秋夫訳
- ・ロシア連邦…阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(第四版)(2009年有信堂高文社)宮地芳範訳

※ 上記に掲載した国以外に、ベネズエラ、エクアドル、アルジェリア、ウクライナ、ニジェールなどが憲法・法律の遵守を国民の義務として定めている。(西修著『現代世界の憲法動向』(2011年成文堂))

